

第百六十二回国会 衆議院 安全保障委員会 議 録 第 七 号

平成十七年四月十五日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 小林 興起君

理事 赤城 徳彦君 理事 岩屋 毅君
理事 高木 毅君 理事 仲村 正治君
理事 池田 元久君 理事 大石 尚子君
理事 渡辺 周君 理事 赤松 正雄君
理事 石破 茂君 理事 奥野 信亮君
理事 北村 誠吾君 理事 津島 恭一君
理事 寺田 稔君 理事 西銘恒三郎君
理事 額賀福志郎君 理事 浜田 靖一君
理事 古川 禎久君 理事 御法川信英君
理事 菊田 まきこ君 理事 鈴木 克昌君
理事 武正 公一君 理事 中野 譲君
理事 西村 眞悟君 理事 本多 平直君
理事 松本 剛明君 理事 村井 宗明君
理事 村越 祐民君 理事 佐藤 茂樹君

委員の異動
四月十五日

辞任

嘉数 知賢君

補欠選任

西銘恒三郎君

坂本 哲志君 津島 恭一君
津村 啓介君 村井 宗明君
前原 誠司君 菊田 まきこ君

同日

補欠選任

津島 恭一君

坂本 哲志君

西銘恒三郎君 嘉数 知賢君
菊田 まきこ君 前原 誠司君
村井 宗明君 鈴木 克昌君

同日

補欠選任

鈴木 克昌君

津村 啓介君

四月十一日

自衛隊による射撃事故の再発防止に関する意見書(北海道議会(第六一四四号))は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

○小林委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として防衛庁防衛参事官大井篤君、防衛庁防衛局長飯原一樹

君、防衛庁運用局長大古和雄君、防衛庁人事教育局長西川徹矢君及び外務省大臣官房審議官齋木昭隆君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○小林委員長 本日は、特に弾道ミサイル防衛に係る事項を除く部分について質疑を行います。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岩屋毅君。

○岩屋委員 おはようございます。自民党の岩屋毅でございます。

きょうは、質問に入ります前に、一つだけ申し上げたいと思います。昨日起こった事故でございますが、航空自衛隊の救難隊が訓練中に墜落をしたということで、MU2型機だということでございますが、残念ながら四人の隊員の方が亡くなったということでございます。心から御冥福をお祈りしたい、こう思います。

今聞いてもしようがないことなので、質問ではございませんけれども、防衛庁としては早速調査委員会を立ち上げられたということでございますが、事故原因を徹底的に調査して、こういうことが起こらないように再発防止に万全を期していただきたい、そのことを冒頭をお願い申し上げます。

そこで、きょうは短い時間でございまして、聞きたいことはたくさんあるのでございまして、特に法案の中の統合の部分について、ここに絞って幾つかの角度からお伺いをしたい、こう思います。ある意味では、先般の委員会の大石先生の続きを私がやらせていただくということでござい

ます。統合問題でございますが、今回の案をつくるに当たりましては、世界各国の事例を防衛庁としても研究していただけたものと思えます。特に同盟国であります米軍、これを参考にしたいということでございます。同盟国でもありますし、世界最強の軍隊でもございますし、よかれあしかれ一番多くの実戦のオペレーションをやってきた組織でございますから、米軍を参照したということなんだらうというふうに思います。

これは、私も党の部会でこの案の了承を取りつけた張本人でございますから、こへ来てこういうことを申し上げるのは、いささかじくじたる思いもあるわけでございますが、少し私の中にも数々の指摘があったところでございまして、先般の大石先生の指摘にも通じるわけでございますが、この米軍の組織というのをよく見てみますと、米軍の統合参謀本部というところには、陸軍参謀総長、海軍作戦総長、空軍参謀総長、海兵隊司令官、ユニホームのトップというものがこの統合参謀本部の中に入っているわけでございまして、議長、副議長を入れて全部で六名で構成されている。

米軍は、管理体制はどうなっているかというところ、大統領のもとに国防長官がいて、国防長官の下に陸軍長官、空軍長官、海軍長官というシビリアンがいる。その下にユニホームのトップがいる。管理はそういうふうになっているけれども、いよいよ作戦指揮運用というフェーズに入ると、三長官は、このシビリアンはいなくなつて、統参議長、副議長、そして四つの軍のユニホームのトップが入って指揮に当たる、こうなっているわけですね。だから、防衛庁の案では、三幕の長がすつといなくなつてしまふというあり方というのは、やはりどうも不自然なのではないかなという

思いが私に残っております。

こういう組織を考えたというのは、米軍との対比で考えになったんでしようけれども、どういう理由でこういう構成にしたのかということについて、長官のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○大野国務大臣 冒頭、岩屋委員からお触れになりましたけれども、昨日、MU2、訓練中でございますが、国を守るといふことはやはり命をかけるということでございます。とうとい命が犠牲になりました四人の方々から御冥福をお祈り申し上げますとともに、御家族の方々にお悔やみを申し上げる次第でございます。

なお、事故原因については徹底的に究明をいたしまして、こういうことがなくなりますように長官として指示をしております。その点を御理解いただきますよう、お願いいたします。

ただいま御質問の米軍との関係でございますが、米軍の方は、今おっしゃいましたので改めて申し上げます。

考え方でございますけれども、新たな脅威、いわゆるゲリラからミサイルまで、テロからミサイルまで、こういう新たな脅威が出てまいりました。その脅威には、やはり迅速な判断、決定が必要である、迅速に対応していかなきゃいけない、しかも、陸と例えば空とが合同で対処していく、こういうケースが非常にふえてきたわけでございまして、今後ともふえてくるということであります。

したがいまして、まず第一に、今回の改正をお願いしておりますのは、合議体ではない。合議体にする、やはり時間がかかるという問題があるものですから、合議体にしな。したがって、統合幕僚監部は合議体ではありません。こういうことが一つであります。

それから、部隊の運用につきましては、申すまでもないことでございますけれども、自衛官の軍事的、専門的な見地からの長官の補佐、部隊等に對する長官の命令といった職務はすべて統

合幕僚長が単独で行う、運用についてはすべて統合幕僚長が単独で行う、こういうことでございまして、御存じのとおり、陸海空幕僚長は、運用の職務を行わない。ただし、運用の責任者は、やはり統合幕僚監部に各幕から入ってくる、こういう格好になります。

さはさりとして、やはり問題点として、統合運用する場合に、例えば調達、補給とかその他については協力をお願いしなきゃならないことがあろう、そういうことで協力体制はあると思ひます。しかしながら、ふだんからいろいろな意味で協議を通じてお互いの連絡を密にしておくことで、私はやはり、今の新しい脅威の中での迅速、効果的、効率的な活動、運用、これが一番求められる。これが今回のいわば部隊運用に関して、統一的に運用する、一元的に長官を補佐する、こういう意味で極めて重要なポイントではないか、このように思っております。

○岩屋委員 そのお考えはわかるのでございますが、防衛庁の説明では、統幕長というのはフォースユーザーだ、三幕長がフォースプロバイダーだ、こういうことなんですね。だから、私育てる人、あなた使う人、こういうことになるんではないか、平たく言う。

ただ、育てた親方がいよいよとなったときにいなくなる、親方はどこに行つたんだということ、これが本當にうまく機能するのかもしれないことについては引き続き議論を続けてみる必要がある、私はこう思っております。

違ふ角度からお聞きしたいと思ふんですが、法案の九条の二で、統合幕僚長は、三幕長に對し、隊務に關し必要な措置をとらせることができるという規定が置かれてございます。ですから、統幕長というのは、三幕長に對して優越的な地位にあるということ、ここに書かれてあるということ、でございましょう。ただ、指揮命令上の上下関係にあるかということ、それはそうではない。こういう実力組織において、そこが不明確になつてゐるということ、本當にいいのかなと思ひが実は

するわけでございます。

やはり、さっきの米軍の例のように、統参議長のもとにしっかりとユニホームのトップが置かれてゐる、こういう構成には我が方の場合にはなりやうにないわけでございまして、これで果たして、いわゆる組織の面でも、さつき申し上げた規定の面でも、新しい統幕長のリーダーシップの発揮と、この期待できるんだらうか。この点についてはいかがでしようか。

○大野国務大臣 委員から今、私使う人、私育てる人、こういう御指摘がありました。育てる人と使う人がうまく連携をとれるようなシステムをつくつておかなきゃいけない、こういう御趣旨だろ うと思ひます。

この点は、運用は全く一元的に統幕長に属するわけでございまして、各陸海空幕僚長が持つております編成権、調達権、あるいは補給等 のことにつきまして、統合運用をしていく場合に も、やはり必要な協力を仰がなきゃいけないケ ー スがあるわけでございます。

補給あるいは編成、調達につきましては、もちろん統幕長じゃなくて各幕長がその権限を持つて いるわけであります。しかしながら、協力関係と いうのが非常に大事になってきますから、今御指 摘の自衛隊法九条の二というのを新設いたしました。それによりまして、統合幕僚長が部隊運用に ついて、ついでというよりも付随してと言つた方 が正確だと思ひますが、付随して必要となる調 達、補給等に関し必要な措置を各幕長にとらせる ことができる、このような規定を設けてゐること がございます。したがって、運用は一元的に統 幕長、運用に付随的に必要なことは協力をお願い する、こういうことが柱になつております。

そういうことで、陸海空幕僚長も、それぞれの 所掌に従つて、一丸となつて職務を統合幕僚長を 支えてやつていく、こういう体制でございまして、 そういうことでございまして、私は、自衛隊法 第九条の二の新設によりまして、自衛隊の運用に 關する長官の円滑な指揮命令というのが行える、

このように思つておるところでございます。

○岩屋委員 長官の説明を聞いておりますと、先 ほど、今までの統合のあり方、つまり全員の合意 を前提として、統参議長というのはあくまでも議 長としての役割を果たすというやり方では、實際 の運用ではリーダーシップという迅速性が発揮 されないのではないか、これは御指摘のとおりだ と思ふんですね。でも、だったら、今の統幕のあ り方を改める、つまり統参議長の権限、権能を強 化するという選択肢も私はあり得たのではないか なという気もするわけです。

米軍の場合は、議長以外の統合参謀本部構成員 は、議長の行ふ大統領等に対する助言に對し不同 意または修正意見を提出することができると。そ して、議長は適当と認める場合に統合参謀本部の 他構成員と協議をするということ等が書かれて ありまして、つまり、やはり統参議長というのは 非常に強い権限を米軍の場合は有している。

今までの合意制みたいなあり方ではなくて、し からは、現在の統合幕僚會議の強化を行う、そう いう選択肢もあり得たのではないか。つまり、運 用に関して統参議長の指揮命令の執行権限を強化 するといひますが、そういうやり方もあつたの で はないかなと思ひますが、そういう方法を選択し なかったというのは、どういふわけなんですか。

○大野国務大臣 岩屋委員のおっしゃるような、 合議体を改善していく、強化していく、合議体が 迅速に意思決定をできるようなことは考えられな かつたか、私はそれも一つの考え方だと思ひま す。この点は随分といひる議論をさせていた、だ きました。

もしそういう合議体ということになりますと、 一つ一つの案件について會議をやつていかなきゃ いけない、會議の開催頻度が本當に高くなつてく る、こういう問題が一つあるかと思ひます。そ れから、合議体であります、やはり相手側の立 場やいろいろのことを考えるといひ問題が出てく る、そうすると意思決定が鈍つてくる可能性があ

るのかな、こういう問題もあろうかなと思います。このようなことで、本当に各幕僚長の意向を尊重して、こうだな、ああだなという議論が出てくると、やはり意思決定が速やかに行われなければならないが高くなってくるのではないかと、こういうふうな問題点があるかと思っています。

そういうことで、事前の調整や会議の実施そのものに時間を要する、こういう観点から、やはり今の新しい安全保障環境の中で、意思決定を迅速に、そして国民の生命財産を預かる防衛庁でありますから、自衛隊でありますから、効果的な運用をやりたい、こういうことで、今回の方法をとらせていただいた次第でございます。

○岩屋委員 すつきりするという意味では非常によくわかるんですけども、すつきりし過ぎていて、どうも、三幕のユニホームのトップが、統幕長のもとにいいよとなったときにいいよということが本場に適当な方なのかどうかということについては、もうちょっと私は議論を詰めてみる必要があるのではないかと、こういうふうに感じております。

時間がなくなりましたので、申しわけありません、あと一点お伺いしたいと思いますが、いずれにしても、統合をやるということになりますと、統合幕僚監部、長はもちろんでございますけれども、そこで任務を行う人材というのは、やはり自分の軍種のみならず、陸海空すべてにある意味では通じておかなければならないこと、だろうと思っております。きょうはBMD以外ということでございますが、BMDなんというのは、運用の面ではもう完全に統合ということ、だろうと思っております。したがって、どういふふうな教育あるいは訓練をしていくのかということが非常に私は大事になつてくると思います。

米軍の場合は、将官への昇任に際して統合教育及び統合勤務経験を必須化している。このぐらいいのこをやっていないと、いよいよ統合幕僚監部になったとき、あるいは統幕長になったとき、自分の所属の部隊のことしかよくわからぬという

ようなことでは指揮がとれない、こういうことになりませんが、この点についてはどういふふうに考えておられるのか、教育訓練、また決まりとして統合経験というのを必須化するというつもりがあるのかどうか、この点について最後に聞かせてください。

○西川政府参考人 お答え申し上げます。

統合運用に關します指揮あるいは教育という関係につきましては、これまでもある程度は、当然統幕会議等ございましたので、実際にやっておりました。各幹部学校あるいは各課程でやっておりましたが、これからはそれがさらに必要になるということでございますので、その中身等につきましては、現在どういふ形でやるかということを検討中ではございますが、これからいいよ、そういう幹部については、そういう統合運用についての教育あるいは技能、そういうものが非常に重要視されるということで、今カリキュラムを検討しつつあるところでございます。

それから、先生今御指摘の、あるポストを必須とするべきかということ、これは人事の關係でございますが、これについては、功罪いろいろあるうかと思っております。これからは、これを一つの課題、検討項目として現在も検討しておりますが、まだやることもやらないとも決まっておりますが、これも一応検討課題の中に入れて検討していきたい、こういうふうな思っております。

○岩屋委員 きょうは時間厳守ですのでこれで終わらせていただきますが、引き続き、この統合については野党の先生方の御意見も拝しながら議論を続けていきたいと思います。

やるかやらないかわからないんじゃないかと、絶対やらなきゃいかぬですよ、これは、お願いをしておきたいと思っております。

終わります。

○小林委員長 次に、本多平直君。

○本多委員 民主党の本多平直です。

私、質問に入ります前に、やはりきのう起こりました航空自衛隊の救難捜索機で四名の方が亡く

なられた事故について、簡単に触れたいと思います。

まずは、お亡くなりになられた隊員の方々に心から御冥福と、遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。たいと思います。

当然、まだ起こったばかりですからわからないことも多いと思うんですが、長官として今のところで委員会に御報告できることを御報告いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○大野国務大臣 昨日、事故が起こったという第一報に接しました際に、まず人命救助を徹底的にやってほしい、こういうことを申し上げました。残念ながら、四人亡くなったわけでございます。この事故というのは、やはり人為的な事故なのか、あるいはハード面の事故なのか、そして両面なのか、この辺は徹底的に究明するように指示をいたしております。

まだ事故原因はわかっておりません。本格的にきょうからやりますけれども、まず、ハードの面について申し上げます。

航空自衛隊は、MU2でございますけれども、昭和四十二年度から取得いたしております。このMU2というのは、御存じのとおり、三菱重工が一九六〇年代に開発いたしましたものでございます。今回の事故機は昭和六十二年に取得いたしておりますから、そろそろ二十年近い、まだ二十年にはなっておりませんが、十八年ちょっとになります。そういう問題があるかと思っております。そういう問題も含めて、徹底的にハード面を検討したいと思っております。

操縦面、人為的な問題でございますが、これも徹底的に究明していきたいと思いますが、現在申し上げられることはありません。

したがって、当面はMU2の運航というのは見合せていこうと思っております。

○本多委員 大変古い飛行機であるということ、長官からもいただきました。二十年使われてきた、そして、そもそものつくれたのは四十年ほど前の飛行機であるということで、これは新聞報道

なんです、新潟の部隊の方では早く買いかえてくれという要求が出ていたそうでございます。その辺は、事実関係をまたつかまれないでいいでしょうか。

○大野国務大臣 この問題、きちつと事実関係を把握するようにいたします。

ただ、機体整備は毎日毎日きちつといたしておつた、このような報告を受けております。

○本多委員 もちろん、今回の事故の原因と古さが関係あるかどうかということはわかりませんが、予断なくきちんと調べていただきたいと思いますが、しかし、新潟の部隊がそういう要求をしていたかどうかということは、きちんと調査の範囲に入れていただきたいと思っております。私も、今後きちんと聞いていきたいと思っておりますし、四名の方が亡くなったことですから、きちんとお願いをしたいと思っております。

それで、法案の方の御質問に行きます。統合運用なんですけれども、私も、役所の縦割り、本場に国会議員として質問をしていると大変つらい思いをすることが多い。ましてや自衛隊という組織が三自衛隊に分かれていて、そこで連携がおかしいというようなことがあつてはそれは大変困るなということで、統合運用の話はいいことだなと思っております。

それで、あえて過去のことを振り返らせていただきたいんですけども、これは石破先生が、前長官が書かれた本を私は何度も附せんをたくさんつけながら読ませていただいたとおりまして、石破長官の統合運用が必要だという例が三つ書いてあるんですね。

これは、読むと本当に恐ろしくなつちゃうようなことが書いてありまして、議事録に残したいので読ませていただきますと、九九年、「北朝鮮の工作船が来た時、海上自衛隊のイージス艦が舞鶴から出ました。航空自衛隊もF-15を飛ばしました。しかし、両隊の間では、なんの連携もなかったといひます。」これは本当だったら、何なんだということなんです。仲の悪い役所同士もこんなことは余りない。

それから、「もしゲリラが上陸したら、陸上自衛隊が出ます。しかしそれだけでは足らず、航空自衛隊が新しく装備する精密誘導爆弾などが必要になったとしても、今までは、陸上自衛隊が航空自衛隊に対してお願いするルートを全く持っていないでした。無線も通じないのです。それぞれが勝手にやっているわけです。」

もう一点、石破先生は例を出されています。「あるいは、陸上自衛隊は、地対艦ミサイル連隊というのを持っていますが、それを使い、宇都宮の駐屯地から東京湾に現れた船を沈めるとします。しかし水平線の向こうにいる船というのは、地球は丸いので、陸上自衛隊のレーダーでは見えません。その場合、海上自衛隊がP-3C哨戒機を飛ばして、船の位置を陸上自衛隊に伝えるシステムが必要になるのですが、それが整備されていないのです。」

つい先日まで長官をされていた石破先生が、つい最近の著書でこういうふう指摘をされているんですが、法案が通っていないわけですから、今こういう現状なんですか、ぜひお答えをいただきたい。

○大野国務大臣 石破前長官の御本でございませう。まあまあポイント、そういう点が少々あるのではないかと。特に私は、通信とか情報面において、ばらばらなシステムを使っている、もちろん連携はとれるようにはなっておりますけれども、やはりハードが違ふ、こういう点は反省をしなければいけないんじゃないかと。

本多委員おっしゃいましたとおり、これから本間に、先ほど岩屋委員がおっしゃいましたように、弾道ミサイルなんというのは空自と海自でやらなきゃいけないんですね。それから、ゲリラなんかにつきましても主に陸自と海自でやっています。島嶼部の侵攻はもうすべて三自衛隊でやっていますから、この点は十分検討して、直すべきは直していききたい、このように思っています。

○本多委員 石破先生がいらっしゃって発言でき

ない場、こういうことをするのはいいのかわからないんですが、石破先生も世論喚起の面で書かれた面もあると思いますし、少しでも直っていることにしたことはないと思いますので、万が一この法案が通らなくても、今の体制のもとでもこういうことがあつてはいけないと思いますので、そこはしっかりと直していっていただきたい。そういう観点からも、私は統合運用はいいことだと思いましたが、頭はミサイル防衛の方にばかり行っていたんですけれども。

しかし、今自民党の岩屋先生からの議論を聞いておりまして、せっかく出していたくのだつたら、もうちょっと与党としても自信を持つて出していたら良かったな。つまり、私たちの大石委員の質問にもありましたとおり、私も、考えれば考えるほどこの統合は中途半端な感じがいたしてあるんです。アメリカの例とかいろいろあるんでしようけれども、海外の例をいろいろ防衛庁の方に伺つても、アメリカの例をいろいろ調べていないような部分もあるようなんですが、私は軍事の専門家じゃないですが、運用のみを統合するというのはなぜなんですか。

○大野国務大臣 安全保障環境がどんどん変わつていっている。それは今までのように、例えば航空戦だけでやる、海上戦だけでやる、あるいは戦車だけでやる、こういう場面が大変少なくなつてきて、今申し上げましたように、いろいろな面で統合をしていかなきゃいけない場面が想定されるわけでありませう。いわばゲリラからミサイルまで、よく言われますけれども、そういうことに対してやはり対抗していかなきゃいけない、これは運用の問題であります。しかも、抑止力だけの時代じゃなくて、展開力、機動力、実効的な運用をやつていかなきゃいけない。そうすれば、判断を迅速に、そして効果的に展開していかなきゃいけない、こういう問題が出てくるわけでございます。

そういう意味で、運用は一本にまとめましょう、ただし、その他の例えば補給、訓練等の問題は

は今までどおり各幕にお願いする、こういうことでございませう。

○本多委員 運用の統合が必要なのはよくわかつていまして、それ以外が各幕に残つた理由は何なんですか。

○大野国務大臣 各幕に残した理由、逆に考えますと、それをすべて統合幕僚長がやるとなると大変な仕事になるわけでありませう。これは、教育から編成から補給から、何から何までということになると、もう統合幕僚長は大変な仕事になる。やはり私は、日本の防衛のために一点に絞つて運用、何か起こつたらすぐ判断して展開する、こういう多機能弾力的な防衛力を備えた国でなければ安心できない。

そういう意味で、ほかの仕事はこれまでどおり各幕にお願いする、そして、その間で、先ほど議論いたしましたけれども、新しい自衛隊法九条の二のように、連携するところは連携していこう、こういう考え方でございませう。

○本多委員 そのお答えでは余り納得できません。

なぜかといいますと、大野長官自体がすべてをやられているわけですね。運用も防衛庁長官の指揮なんですよ。そして、予算や訓練や教育も大野長官の範囲なんです。ですから、それを補佐する統合幕僚長にすべての人事や予算という権限、海とか陸それぞれの権限を集めることをしなかつた理由は何があるんですか。

○大野国務大臣 今、長官の例をお引きになりました。長官は、幸せなことに、運用については統幕長の補佐を受けます。その他については三幕長の補佐を受けます。それから、その他、政策的、一般的なことについては内局で各担当の局長の補佐を受けるわけでありませう。

したがって、そういう意味でいいますと、第一に、先ほど申し上げましたように、それだけのことを全部一本に絞つてしまふ、これは大変なことである。これが第一点。それから第二点は、具体的に申し上げますと、

運用以外の分野、特に人事とか予算とか、これを一本化すると大変な大仕事になる。自衛隊の運用に支障があつてはならない。この一点をお考えいただきたいと思うのでありませう。

そういう意味で、いろいろな観点から考えまして、訓練もそうでありませうし、それからその他、いろいろな意味で、スケールメリットのことも頭におありなんだろうと思ひますけれども、それは調達とか何かの面で効率化を図るべきところは調整しながら三幕で図っていく、こういうことはやります。

しかしながら、ポイントは、逆に説明するものですからわかりにくいところがあるかもしれませんが、運用を一本に絞つて日本の皆様に安心と安全をお届けする、それは運用でございませう。その他、補給、訓練、教育、いろいろな問題がありませうけれども、人事も予算もありませうけれども、それは各幕にお願いしてやっていく、そういうことでございませう。

○本多委員 余り理解ができないんですね。なぜこういうことを言っているかというところ、別にスケールメリットの話は後でします。

人間が組織で言うことを聞くときというのは、長官も十分御存じのように、人事を握られている、あの人が昇進を見られている、予算の権限を握られているというのはすごく大きな権限なわけですね。これは政治の世界ではよくおわかりのことだと思ひます。その権限を持っている人、いざ出動というときに命令をする人が違うわけですね。例えば海上自衛隊だったら、出動のときは統幕長から指令が来る。長官からですけれどもね、

実質的には、そして、日ごろの予算やそういうものはこちらで握られている。このことが分かれていた、たくと理解ができるのかも知れない。ちよつと私は、今のところ、わかりにくいところがある。

それともう一つ、逆から言えば、例えば私がずっと海上自衛隊で頑張つていて、海幕長になつ

た、海上自衛隊で最高の地位になった。そのときに、海上自衛隊が出動するといふときに、日ごろの予算とかそういう話では権限があつても、出動のときに権限がない。これは大石委員も指摘をされました。

これは、自衛隊といふのは、ある意味士気でもつていふような組織だと思ふですね。昇進をするによつて名譽と権限を持つていきたといふ人たちの組織にとつて、統合が必要だといふことは、だから両面、僕は今矛盾していることを言つてゐるかもしれないですが、こちら側から見てもどうも中途半端、こういうふうにする。

逆に、これは海外の例でなくて、こういうのは軍事の常識からいつたら違ふのかもしれないけれども、完全にラインに置いて統幕長の下に入れてゐるわけじゃないんですね。運用のラインじゃないんですね、各幕長は。そういうふうにもなつていない。これはどう思われますか。

○大野国務大臣 人事、予算というのが大変大きな力を持つてゐるんじゃないか、そういうことを忘れてゐるのではないか、こういう御指摘でございます。

ある観点からはそういうことも言えようかと思ひますけれども、やはりこの問題、全体を見渡せる統幕長が見て運用してゐるわけでございます。人事とかそういう問題のときに、そういう問題をどういふふうに評価するかという問題も出てくるかと思ひます。そういうことから、人事だけで物事を判断していいのかな、私はそのように思ひます。

やはり、教育訓練を立派に受けた者が、そして、いろいろな面で補給とか調達とかそういうことにすぐれた人が、その属している幕僚長によつて認められる、当然のことではないでしょうか。運用といふのは、そういうものであることではありません。これはあつてほしくないことであります。しかしながら、あつた場合には効果的にやつていく、こういうことであります。

そういう意味で、ふだんの実績なり、ふだんの

行いがやはり人事面でも出てくる、こういう組織ではないでしょうか。そしてまた、全体的にも、運用の面でこういう働きをしてゐるということは各幕長もきちつと見ていく、それがまた隊員の諸君の励みになつていくことではないか、私はこのように思つております。

○本多委員 この法案がもし通つてしまつたらさうやつて下さい、それは。こういう中途半端なものをつくつた以上、それをしっかりといい方向に運用していただかないと困りますけれども、せつかくこれだけの大改革をやるときに、両面からです、どうも中途半端な面があるという問題点を指摘させていただきたいと思ひます。

そして、もうちよつと細かくいくと、では運用は完全に統合してゐるのかといふと、どうも細かく三自衛隊に訓練に関する運用とかが残つてゐるんですね。では、人事と予算は三自衛隊でやる、運用は統合でやるというのなら、これは残さないという統合はなかつたんですか。

○大野国務大臣 実際に統合運用するんだから、訓練もやはり統合訓練を行へ、こういう御趣旨、御質問だと思ひますけれども、部隊運用と訓練の關係でございます。

訓練は、自衛隊を最も効率的に運用するために訓練を行ふ、これは当然のことです。そういう意味で、統合訓練もまた必要になつてくるものと思ひます。統合訓練につきましても、新たな統合運用体制において、当然のことではございませうけれども、統合運用のための訓練の重要性は一層高まつてくるものと思ひます。

したがつて、その辺は統合幕僚長がその責任を有することになるわけでございますけれども、各自衛隊が連携して対処するための新たな統合演習、これは今後大いに実施していかなくないか、いし、統合幕僚監部が所掌することとなる訓練、このことにつきましても、きちつとした計画をつくつて、充実をしていかなくないか、したがいまして、訓練といふのは、統合的にやるということも考へてゐるわけであります。その点は両面

あるということをお理解いただきたいと思ひます。

○本多委員 だから、両面あるものを分けてゐるんですね、皆さんの法案は。だから、両面あるなら全部ラインにして、海幕長とか陸幕長を統幕長の下に置いて、統合でやる訓練は訓練、統合でやる人事もあるわけですよ、統合でとらなくない、陸だけでやる訓練といふものもあるかもしれない、陸だけで出動することで済む場合もある。そういうときは、形式的には統幕長が命令を出して、陸幕長が運用にも携わる、そういう仕組みもつくれたんじゃないかなと思ひますので、ぜひ、もうちよつと議論する機会があるのかどうか、わかりませんけれども、少なくとも与党の皆さんには自信を持つて説得をしていただくような、大臣からも答弁をいただきたいという気が私はします。ちよつと、両面から中途半端であるという御指摘をさせていただきたいと思ひます。

それで、私、もう一個、こはちゃんと統合してくれといふ部分がございまして、装備品の調達なんですね。こんなのは、希望を上げるのは陸海空から上げてほしいんですが、微妙に張り合つたりなんなりして、例えば、実態はよくわかりませんけれども、紙とか事務用品とか、どこの自衛隊で使つても同じようなものを三つに分けて買うより、同じところから買った方が安くなるかといふ話があるんですね。これが三つに分かれてゐる。

そういう事務用品だつたらまだいいんですが、ヘリコプターみたいなものを、陸のUH60といふのと海のSH60といふのが微妙に仕様が違つて、どうも陸のUH60といふのは羽根を折り畳めな、海のSH60といふのは船に積み込むときのために羽根を折り畳めるらしいんですね。こういう細かい違いを勝手につけてやつてゐるせいで、陸の分をばらばらに調達してゐるせいで、陸のものを急に海に積み込むときに、羽根を折るために、海外へ行くのが何日かおくれたという例があるそ

うなんです、これは御存じですか。

○大野国務大臣 御質問は、ヘリコプターの問題ですか。(本多委員「はい」と呼ぶ)

この問題は、例えば、インドネシアへ国際救援活動に参りました。そのときに、御存じのとおり、陸自の多用途ヘリUH60ブラックホークでございます、これを二機と、輸送ヘリCH47三機でございます、これを海上自衛隊の輸送艦にさきで現地まで輸送しよう、こういうことになつたわけですが、恐らくこのことをおつたわけではあるのだと思ひます。海自ヘリSH60といふのは護衛艦において運用することを想定しておりますけれども、陸自の多用途ヘリUH60の方は陸上において運用することを想定しておりますから、ここに問題があつた、こういうことであります。

UH60は、ローターブレード、羽根の部分ですね、これが折り畳めないといふことでございす。しかしながら、割合簡単に取り外すことができるというので、ローターブレードを取り外して運ぶ、この取り外すということがあります。それから、CH47の方でございますが、これは陸上自衛隊輸送ヘリでございますが、機体の寸法を見ますと、輸送艦のエレベーターに入らない、こういう問題があるわけでございます。そこで、航海中に潮を浴びて大変なことになつたらいいない、こういうことで、ローターブレードを取り外した上で、海上輸送力バード覆つて運んだ、こういうようなことがありました。

○本多委員 細かい事情を聞いてゐるんじゃないかと、私もわかつて聞いてゐるので、こういうことも起こるし、まとめて買った方が安いとか、あと、ばらばらに買わない方が後でこういう細かい違いが出ないから、調達は統合運用に入れたらいいかだつたんです、なぜ入れなかつたんですか、これを短くお答えください、情報本部のことでも聞きたいので。

○大野国務大臣 全く御指摘のとおりでございます。これはやはり、いろいろな、物品によつて違

いますよ、それは。例えば、先ほど先生おっしゃった文房具とかそういうものは、やはりスケジュールメット、調達を一本にしてやったら、そういう事務に携わる人も少なくなっていく、当然のことです。それから、機体によっては、大きなヘリコプターとか何とかいうことになりまうと、陸で使うもの、海で使うもの、こういう特性があるのか、こういうことを検討しながらやっていかないといいません。

しかし、私が今指示しておりますのは、やはり調達コストは下げていこう、こういう面から考えて検討してくれ、こういうことを言っております。全く、そういう調達の効率化、真剣に考えていかなきゃいけないことでもあります。

○本多委員 効率化はどんな制度のもとでも当然で、私たちがそれをしっかりとお願いしたいんですけれども、せっかくの制度運用のときにそれが抜けているというのはどうかという御指摘をさせていただいております。

さて、情報本部を長官直轄にするということも今回の法案の一つの目玉であると思っておりますけれども、こちらにも実は、残念なことに、情報本部というのは、各自衛隊にばらばらにあった情報の部門を集めて情報本部をつくって、幾つかの成果も上げてきていると伺っております。私はそのことは評価をしたいと思うんですけれども、今回、改めて長官直轄にするというこの改革のときにおいても、また各自衛隊にも、調査部とか調査課とか情報部みたいなものが細かく残っているようなんですね。これをまとめない理由は何なんですか。

○大野国務大臣 今回、長官直轄の情報本部をつくりました。しかしながら、なおかつ、各自衛隊にこの調査系統の問題が残っている。これはやはり、各自衛隊が現場レベルで、例えば、レーダーサイト、航空機や艦船等による警戒監視の情報が入る、あるいは情報収集活動でやる、ヒューマンの問題もありまうでしょう、実際に情報を収集して、各自衛隊で使う情報というものが

があるわけでございます。したがって、各部隊に提供する情報等は、中央情報本部とは別に必要なケースもある、このことは御理解いただきたいと思っております。

したがって、中央で集める情報、それから、それと同様に、各自衛隊が特殊専門的に持っている情報、こういうことを御理解いただきたいと思っております。

○本多委員 まあ、余り御理解できないんですが、また追及をしたいと思います。

それから、この情報本部というところでは、電波部というのがかなり重要な役目を果たしていると思うんですが、この電波部の部長というのがずっと警察からの出向だという話があるんですね。なぜですか。

○大野国務大臣 情報本部電波部、その前身である陸幕調査別室等は、大規模な情報組織であります。したがって、電波部長や調査別室長には、一定の情報業務に精通した者、経験のある者、すぐれた指揮運用能力や行政手腕が求められるわけでありまして、歴代の調査別室長や電波部長というのは、このような資質を有する適任者としてその職に充てられたわけでありまして、警察出身だから任命したというわけではありません。

○本多委員 きょうは時間厳守ということなので、少し質問を積み残したんですけれども、統合運用の話とか情報本部のあり方については、別にこの法案が通ろうと通るまいと、今後この安全保障委員会の重大なテーマだと思いますので、質問をしたいと思います。

今の件ですけれども、警察にたまたまそういう適任者がいたということですが、しっかりと警察は警察で情報活動しているわけですから、防衛庁でせっかくこの情報本部を持っている以上、ぜひ防衛庁の方がそのトップにつけるような人材育成を早急にしたいだきしたいと思います。

以上御指摘をして、私の質問を終わります。

○中野(護)委員 民主党の中野護でございます。運用の統合については、前回の我が党の大石委員、そしてきょうの岩屋委員と本多委員。私自身もいろいろと疑問点はあるんですが、長い時間をとって、もう一度これはじっくり考えるべきじゃないのかなという気が私にもしております。

言うまでもなく、防衛そして安保、外交という問題は、これはやはり日本の国のためにどうするかという一点に絞って、与野党関係なく、そして官僚と政治が対立することなく、どこまで積み上げてしっかりと国益のために仕事ができるかということだと思っております。その点で、私は、最近二点気になることがあります。それをきょうは逢沢副大臣を中心にちよつとお尋ねしたいと思います。

私が大変尊敬をさせていただいております政治家でございますので、ぜひとも誠意ある答弁をよろしくお願いしたいと思います。

一つ目は中国の問題なんです。御案内のとおり、今中国でデモが起こって大使館等がそのような被害を受けている中で、町村大臣が今非常に強い姿勢で臨むということは、私は、それはそれで、そういうやり方もあるのかなという気がするんですが、正直いまして、最初からボタンのかけ違いを始めていたのではないのかという気がしております。

というのは、まずちよつと逢沢副大臣にお聞きをしたんですが、例えば日本国にもいろいろな大使館があつて、当然中国大使館もあつて、そういう大使館をきっちり守るというのは、もう副大臣御存じのとおり、ウィーン条約の二十二条で決められていることだと思っております。そのウィーン条約二十二条に今中国は明らかに国際法上違反をしているというふうな認識をお持ちかどうかということをお聞きしたいと思います。

○逢沢副大臣 中国の反日活動について御質問いたされたわけですが、御承知のように、国際法、ウィーン条約におきまして、接受国は、当該国におきます在外公館と外国資産の安全管理、それをきちんと責任を持つてやるということは定

められているわけでございます。そういうことを認識いたしますときに、先般、週末に、中国の首都北京におきまして、我が国の大使館また大使公邸が、一部のデモ隊によって、主に投石によって破壊をした。さまざまな映像を見て判断をする限りにおきましては、中国側の説明によれば、警察官等々安全確保のための体制を整えた、こういう説明を聞いていますので、いろいろと、映像を見て判断をする限り、あるいは種々の情報を耳にする限りにおきましては、投石等いわゆる暴力行為、破壊活動が必ずしも適切に排除されなかったということはかなりの程度明確ではなからうか、そのように判断をいたしております。

したがって、そういう認識、判断に立つていたしますと、これは明らかに国際法、ウィーン条約に抵触するという判断に立たざるを得ない、そのように承知をいたしております。

○中野(護)委員 九日、事務次官から、そして十日には町村大臣の方から中国政府に対して、また、同じ九日でしたか、九日、阿南大使の方からいろいろな申し入れをしているわけですが、そのときに、このウィーン条約についての、これは当然常識で考えれば、ウィーン条約があるわけですから、まさかあんなことは起こらないやないということが実際には起こっているわけですね。

今副大臣がおっしゃるとおり、どうやら抵触をしているように。それで、事務次官にしても、大使にしても、町村外相にしても、会談等、面談、電話でのやりとりの中で、このウィーン条約の件をどのように考えているのかということをお互いの方に対してお話しされているのでしょうか。

○逢沢副大臣 あつてはならないことが残念ながら起こったわけですが、これに對しまして、十日、日曜日でございますけれども、町村外務大臣が王毅在京中国大使を外務省、我が省に招致いたしました。そして、二日及び三日に成都及び深圳等で起きた一連の破壊活動も含め、当然その前日の北京の破壊活動のことが中心のテーマで

あつたわけでありまされども、抗議を行つたわけでございます。

御承知のように、中国側に対しまして、町村大臣は明確に謝罪、損害の賠償を求め、そして、今後、在留邦人、日本企業及び日本大使館等の保護のために再発の防止について万全を期してほしいということを強く要請いたしましたところであります。

その場でウィーン条約云々について言及をされたかどうか、私、海外に出張いたしておりますので、同席をいたしておりません。もし必要であればそのことについても確認をさせていただきたいと思ひますが、中野先生御指摘のように、このような破壊暴力活動は国際法、ウィーン条約に当然抵触をする、そういう認識のもとに、大臣は王毅大使に強く謝罪、賠償を申し入れ、そして再発の防止についても言及をされたというふうに理解をいたしております。

○中野(議)委員 繰り返しになって恐縮なんです、当然起こらないことが起こるんです、中国で、なぜ当然起こらないのかといえば、それは国際法上、ウィーン条約があつて、そんなことが起こることはあり得ない、私たちはそういう認識でいるんですね。ただ、ではそのウィーン条約自体を中国政府はどのように考えているんだということを日本政府からあえて問ひかけているのかということ、私は一つ問題だと思ひます。

そのときに、私も外務省から一枚のべら紙をいた、だきましたけれども、町村大臣が陳謝、損害の賠償を求めるとともに云々ということを書いてあるんですけれども、それは当たり前のことなんです。ただ、あなた方はウィーン条約に署名をしている国としてウィーン条約自体をどう考えているんですかということ、一つきつちりと中国側の立場というものを伺わないと、再発防止に努めるとか今後起こらないようにするといったって、ウィーン条約はきつちり守ります、大切なものですというふうな念書をつつとれば、当然こういうくだらないようなことは起こらないと私は認識を

しているんですね。

これは、副大臣自体が、町村大臣本人ではないし、どういふふうな経過があるというのを御存じないようですけれども、齋木審議官はこのあたりというのは御存じでいらつしやいますか。もし御存じであれば、ちよつと、ウィーン条約に関してそういうようなメンションがあつたのかどうか等含めて、おわかりにならなければ結構でございますけれども。

○齋木政府参考人 お答え申し上げます。

今し方、逢沢副大臣から御答弁申し上げましたように、あつてはならないことが起きたということ、当然これは、デモによつて生じた損害の賠償を含め、また陳謝の要求も含めて、事務次官、それから外務大臣からそれぞれに対して強い申し入れをしたわけでございますけれども、それを受けて、さらに、念のためにということ、文書によつてこの申し入れをした方がいいという判断をいたしましたものですから、十二日でございますけれども、中国にある日本大使館から中国外務省に、外交部に對しまして、口上書という形できつちりと改めてこの辺のところを申し入れております。

そして、その中で、「外交関係に関するウィーン条約の関連規定等を踏まえ、大使館等に生じた相当の被害について、損害の賠償を求める。」という言い方でボールを投げておりますので、我々としてはそれに対するきつちりした回答を求めている、こういうことでございます。

○中野(議)委員 そうしますと、これは我が国のメンツにかかわる部分でございますので、ぜひとも政府一丸となつて、しっかりとした向こうからの対応をいただきたいということでございます。ただ、私、ちよつと気になるのが、九日に谷内事務次官が程公使と電話でお話をしたということなんです。

それで、きのう、私もこの件についていきさつをいろいろ伺つたんですけれども、聞けば聞くほど、外務省でも若い方がレクにいらつしやるものですから、やはり答えられないような顔をされて

て、非常に私も何か心痛む部分もあるんです。というの、その説明の中で、王毅大使はちよつと移動中東京にいなかつたので、王毅大使をつかまえることはできなかった。そのかわりとして、程公使をかわりにつかまえるんだけれども、しかし、何で電話なのかということをお伺ひしたんです。

それで、普通であれば、きつちりとお呼びをしまして、やはり目と目を突き合わせて、こういう重要な問題については対応するのが、私、常ではないのかなという気がするんですが、その辺のところを、今、齋木審議官の方から多分逢沢副大臣の方にお話が行つたと思ひますので、どのようなコメントをされるのか、ちよつとお聞きをしたいと思ひます。

○逢沢副大臣 中野先生御指摘のように、谷内次官が在京中国大使館の程永華公使に対して、電話で申し入れをいたしたわけでありまして。

当然、最高責任者でいらつしやる王毅大使に直接言及すべきということではありますが、たまたまそのときには、王毅大使は国内出張で在京の大使館には不在であつた。したがつて、程永華公使がナンパツツでございますが、公使に谷内次官から申し入れた、そういう経緯があつたと承知をいたしております。

○中野(議)委員 それはいいんです。

私がお聞きをしたいのは、なぜ事務次官のところに公使をお呼びしないで、電話でこういう大切なものを、電話でその再発防止、日本人の安全をどうのこうのということ、これを電話でなぜやるのかということ自体が私はちよつと理解できないんです。

○逢沢副大臣 結果的に電話を使うことになつた理由を申し上げておかなくてはなりません。

御承知のように、あの日午前中に大使館からかなり離れたいわゆる中関村で集会が行われまして。その場で日章旗が焼かれる、焼却をされる、そういうゆゆしきことがあつた。それに対しては、北京の我が方の大使館から中国外交部に対し

まして、大変遺憾な行爲が行われた、あるいは行われている、そういうことについて強く抗議をいたしたわけでありまして。

その後、いわゆるデモ行進といひますか、日本大使館に対して、その集会がデモ化をいたしました、数時間かけて日本大使館の方にやつてきた。そして、当初、大使館の前でさまざまなシュプレヒコール等々が行われたわけでありましてけれども、その後、大変遺憾なことに、投石等の破壊、暴力行為といひますか、活動がスタートをした。そういう緊急事態を受けて、谷内次官が程永華公使に、緊急事態でございますので、呼んでい

るそういう時間的な余裕はない、したがつて、電話をかけて緊急な申し入れをいたしたわけでございます。

そういう一連の経緯があつたことを御報告申し上げておきたいと存じます。

○中野(議)委員 きんのうさういつたことを、私も別に隠し球を持つ気があるまいので、レクの間にはいろいろとこちらも腹を割つて話をするわけですよ。話をすればするほど、要は、やらなかつたことに対してのアリバイづくりを必ず外務省はするんですよ。そういう細かいことは大臣、副大臣御存じないからそういうふうにお読みになりますけれども、その辺のところは、外務省は直るのか直らないのかと私は非常に危惧をしているわけでございます。

これは外務省のホームページで、一つは、阿南中国大使から齋副部長に申し入れをしたということについて、抜粋をしますと、要は「破壊されるという事態に至つてゐる。」という「被害が生じたこと」なんですよ。それに対して、齋副部長は「行動を行つた」容認できることではなく、「お見舞いと遺憾の意を表明する。」ということ。もう一つ、これは同じですね、事務次官から程さんの方に、「同日これは九日ですね、北京市において生じたんですよ。それで「被害が生じたこと」といふふうに、これは基本的に過去形なんです。

先ほどの喬さんのお話でも、要は、これは申し入れる時間がないというふうにおつしやるんですけれども、これは時間的に合っていないと思うんですよね。あと、新聞等の報道でも、そういうものが起こった後に申し入れをしているというふうな報道になっているんですね。

緊急事態だ緊急事態だ、それでつかまらないから電話でやったというふうなアリバイづくりをするというのは、これは本当に外務省はそういうところが直すべきだと私は思いますよ。そういうことが起こってある程度鎮静化をしたから、そのときに向こうに公式に、こういうことはおかしいじゃないか、日本政府としてはこういうことは断じて許すことはできませんよというふうに、そこでお話をしているわけですから、それはタイミングの段階があるわけですよ。それを、大臣にそういうような答弁をさせるといふこと自体が、外務省は本当に非常に問題な、これは外務省改革をぜひともしていただきたいと私は思います。

この問題はあまだこうだとまたやつてもしょうがないので、次に進みたいと思いますけれども、私は、谷内次官がまず電話でやったということ自体が大失敗と思っているんですよ。来れないのかということの一言も、外務省はやっていないわけですよ。どこにいくのか、すぐに来れるのか、五分、十分で来れる場所にいるのか、都内でどこにいるのか確認をして、来れるのであれば来てもらうということの姿勢をきちっと示すということが私はまず大切だと思っております。

そして、九日に遺憾であるというふうな表現を中国がしているわけですが、十日に今度、町村大臣が陳謝、損害の賠償を求めるといふわけです。これは、王毅大使、日本語がべらべらでございますので、この陳謝という意味をどういうふうにとらえるかということも、やはり外務省としても、もうちょっと言葉の使い方を考えた方がいいと私は思うんですよ。

前日に中国政府が遺憾の意を表明していて、遺憾と陳謝というのは随分言葉としては違うよう

でございます。私は日本語も余りうまくないので、中国語はますますあれなんです、遺憾という言葉は、日本語も中国語も大体同じようなニュアンスであるということと私の同僚議員に教えていただきました。陳謝という言葉自体は中国語にはないらしいんですよ。ただ、陳謝という言葉をあえて中国語にすれば、道の敷と書いてダウチエンと言うらしいんですね。それから、陳謝の謝に絶すると書いてシエジュエと言うらしいんですが、これは王毅大使が、前日に中国政府としては遺憾の意を表明しているところに、十日に町村さんが、陳謝しろ、損害をこうむったんだからそれを賠償しろというふうな言い方をストレートにしたから、中国政府がどういふ態度をとるかというの、中国がどういふ態度をとるかというの、これは日本政府、日本が昔やってきたことに対して反省がないからあいつが起ったんだというふうな、それはメンツをつぶされたら今のような状況になるんですよ。だから、その辺のところをもうちょっと、中国というのがどういふ国かということを考えて、言葉遣いとか外交のやり方というのを私は考えた方がいいと思うんです。

これは損害をこうむったものに対して損害の賠償を求めるといふ話なんです、昨年、サッカーのときに、中国で公用車がぼこぼこに傷つけられましたよね。あれも損害を求めるといふ話になっているんですが、これはいまだに損害は補償はされてないわけですよ。金額は別として、損害を補償するということ、中国が自分の国の非を認めるといふことですから、そういうことを中国政府がなかなか表立ってやることのできない国だということ、これは外交をやっている皆様であつたら当然わかつていることだと思ふんですよ。

昨年の七月に、とりあえず車は直さないといいないということ、日本のお金で車を直して、そのお金を中国政府に払ってくださいという話をしている、また今ところ払われていない。そういう車一台の解決もできないところが、今度大使館がぼこぼこにやられたというときに、損害を求め

るといふふうに直接に公の場でこう言ったときに、向こうがどういふ反応になるかということ、これはわかつて町村大臣は言っているらしいのかどうか。この辺が私は非常に問題だと思ひます。

乗り込むのはいいですよ。じゃ、とことんやるのかどうかということ、私は、これは外務大臣のこれからやり方というのを注視していきたいと思うんですが、そのようなやり方自体、副大臣は個人的に政治家としてどのようにお考えになりますでしょうか。

○逢沢副大臣 結果的にあれだけの許しがたい暴力行為、破壊活動が起ったわけでありまして、それはあらゆる立場を超えて、やはり国ということからいいますと、相手に対して求めることは同じということになるのではなからうかと思ひます。それは冒頭にも確認をいたしました。国際法、ウィーン条約に、状況からいまして明らかにこれは違反をする、抵触をする、そういう認識に立つとすれば、やはり陳謝そして現状回復、現状回復するためには賠償が必要になる。こういうことでありますので、それはきちんと求めるといふことは国の立場からして当然のことであるといふふうに、副大臣という立場からいまして、また一政治家という立場からいまして、また、あえて申し上げるとすれば、一国民という立場からしても同様な結論になるのではなからうか、そのように申し上げたいと存じます。

○中野(議)委員 私も副大臣と考えは同じなんです。ただ、その求め方ですよ、やり方が私は誤っていると思うんです。これはこれから数週間、数カ月のうちに結果が出てくることだと思ひますけれども、もともと小泉総理が中国とどうも関係がよくなくて国交がなかなか今うまくいっていない状況の中で、今度、外務大臣までもがこういうような手法を使うこと自体が、それは国の権利をきちっと相手国に言うのは当たり前なんです。よ、言い方自体が、私は外交のやり方としてはもうちょっと中国を勉強された方がいいのではない

かなという気がしているんです。もう一点、やはり外交で、カンボジアの件なんです。

逢沢副大臣はどこまで御存じなのかわかりませんが、カンボジアという国は今政党が三つありまして、そのうちの一つのサム・レンシー党という政党がありまして、その党首の方を含めて、今三名の方が、二人は今国外にちよつと逃げているんですが、一人は今投獄をされているような状況でございます。背景としましては、要は、日本でいったら、橋本さんが一億円でわいろをもらっていると言った途端に非公開の会議の中で議員の免責特権を剥奪されているという、人権問題としては非常にゆゆしき問題なんです。

これに對しまして、これは二月の三日に起きたことなんです、二月の二日に国務省はそういう情報を早目に察知しまして、国務省として、そういうことが行われるのは民主主義の立場からも非常にゆゆしき状況であるから、そういうことはやらないようにということと前日に早々と表明しております。ただ、残念ながら、二月の三日の段階で、カンボジアは三名に対して議員特権等の一時剥奪をして、一人を今投獄してということになってしまひました。

二月の七日には、国連の人権問題担当の事務総長特別代表が、これはカンボジアの司法の独立等に含めても非常に大きな欠陥がある、人道的にも非常に問題であるという声明を出してございまして、続きまして、欧州連合、そして欧州議会本会議、欧州議会本会議の場合は、カンボジアに関するこの問題に対する採決で、賛成が七十五、棄権が二で反対ゼロでございます。

こういうふうな、世界各国としては、人権的にも民主主義的にも非常に大きな問題であるといふような表明をしているわけですが、日本政府は一体どういふアクションを起こしたんですかと私もきのう聞いたんですよ。時間も余りないので、私は答弁をいただく前に大体の背景を申し上げますが、日本政府としては、一つは、在カン

ボジョア大使館への訓令ということで、同大使館より人民党、人民党とフンシンベック党というのが三党のうちの二党でございすけれども、人民党及びフンシンベック党に対し、国際社会の懸念を払拭するため、貴国が民主主義及び議会政治の原則にのっとり解決策を見出すべく努力することを期待していると。この件に関しては、特に何も言っていないわけですね。

ちょっと副大臣にお聞きをしたいのが、こういった問題を人権的にまたは民主主義的に見た場合には、どのようにお考えになりますか、このカンボジアで今行われていること自体について。

○達沢副大臣 今、中野先生がお話をなさいましたように、二月三日にカンボジア国民議会において、名誉毀損等の罪で提訴されているサム・ランシー党の党首を含め三名の議員の免責特権の一時停止が採択された、そういう事実がございまして、日本の立場は国際社会と同様でございまして、大変な懸念をこの事態に対して持っているわけがあります。

したがって、今、在カンボジア大使館への訓令のことについてあえて先生の方から御指摘をいただいたわけですが、そのことも含めまして、カンボジア政府に対して早期の事態解決を努力するようにという働きかけをいたしているところでありまして、また同様な働きかけをいわゆるサム・ランシー党にもさせていた、だいてい。当事者間の建設的な対応を強く促している。その背景には、国際社会と同様に、カンボジアの政治状況、民主主義の状況に大変な懸念を有しておる、そういうことが背景にあるということも先方には伝えていくわけでありまして。

○中野(議)委員 これも背景を逐一副大臣が御存じないからそういうふうな答弁書をいただいております、この間日本に来ておりまして、私もお会いしましていろいろなお話をさせていただきまして、きょういらつしゃっている齋木審議官の方から

サム・レンシーさんにお話をしているのは、貴国において真の民主主義が確立することを期待しており、帰国後に、貴殿が身の安全を保障された上で、議会人として議会で健全な議論を通じてカンボジアの発展のために尽力されることを期待すると。これは何も言っていないんですよ。まず、帰国後について、帰ったら逮捕されちゃうわけですよ。帰国できないような状況が今あることに対して日本政府はどう考えますかということに対しては、何にもないんですよ、外務省は。そして、身の安全を保障された上で、身の安全が保障されないから今国外に出ているんですよ、サム・レンシーさんともう一人の方は。

それに対して、どのように人権的な問題、民主主義の問題から日本政府は考えるんですか、外務省は考えるんですかというときに、これに対して何もありませんよ、外務省は。そういうようなことを、ぜひとも大臣、これは政治主導でしっかりとやっていただきたいと私は思っております。

先ほどカンボジアの政府に対しても働きかけをしているということですが、これは外務省からけさいただいた資料なんですけれども、在カンボジア大使館から一等書記官の方が、チア・シムさん、これは向こうの上院の議長さんなんです、上院議長の側近に対して民主的に国際社会のそういう懸念も踏まえてやっていただきたいということを言っているというんですが、齋木審議官、側近ってどなたですか。どういうランクにある方か。

○齋木政府参考人 お答え申し上げます。御指摘になられた上院の議長の前近というのは、ウム・サリットさんという上院の事務局局長をしている方です。長年、このチア・シムさんという上院議長さんの筆頭の秘書としての機能、役割を果たしておられる重要な人物であるというふう聞いております。

○中野(議)委員 このウム・サリットさん、事務局局長ですよ。事務局局長さんというのは、日本であれば、衆議院の河野洋平さんがいて、事務総

長がいて。相手国政府に対して、相手国政府というのは現状でいくと人民党とフンシンベック党なんですけれども、この政府に対して、各国が国連も含めて申し入れをしている、そしてシアヌーク前国王も申し入れをしている。その中で、側近の事務局局長ですよ。事務局局長に、しかもこれは文書じゃないんですよ、口頭で、先ほど申し上げたような国際社会も懸念をしているから、その問題に対しては対処してほしいと。これは外交ではないですよ、正直申し上げまして。

もう一つ、きょうは時間がなくなりましたのでこの辺にしたいんですが、在カンボジア大使館への本省からの訓令は、人民党及びフンシンベック党に対してですよ。日本であれば、例えば自民党及び民主党に対してというふうなものです。そのときに、チア・シム上院議員は人民党の党首ですけれども、その側近、事務局局長、議員じゃない人に対して、お茶飲みをやっているのか何かわからないけれども、口頭で物を言っている。でも、政党に対して、きちっとしたしるべき人に言っていないし、フンシンベック党に対してだつてこれはやっていないじゃないですか。そうしたら、これは訓令違反じゃないですか、在カンボジア大使館は。人民党とフンシンベック党、両方やれというのに、やっていないじゃないですか。

○齋木政府参考人 お答え申し上げます。私もからは訓令を出しまして、私どもの高橋カンボジア大使の方から、当事者の一人である連立与党第二党、フンシンベックの党首を務めているラナリットという国民議会の議長でございすけれども、に対してアポイントメント、会談を申し入れているところですが、またその会談をいつ設定するという返事は実はないわけでございます。

したがって、我々としては、大使が先方の要人と早急に会って、日本政府としての立場、懸念を伝えるということ、まず実現に努めている。その間、必要なことは、先ほどの答弁でもございまして、側近も通じていろいろと日本政府

としての懸念を伝えていく、こういうことでございす。

○中野(議)委員 時間が参りましたので、きょうはこの辺で質問を終わらせていただきたいと思いますが、要は、やっていないことはこれからやります、今向こうにお願いをしているところですよ。中国の場合は、これは非常にエマージェンシーなので、電話ですすぐやる。こういう問題は、これは起こつてからもう二カ月近くたつわけですよ。いまだに会談も設定もできないで、訓令も守らないで、きちっとした外交をやらない、こういう外務省の姿勢自体、私は外務省の組織自体が問題だと思ひますよ。

官僚の方々、若い方々は本当に国のために一生懸命やっていると私は思ひますが、こういう場になると皆さん口をつぐまざるを得ないということ自体、やはりこれは大臣、きちっと政治主導で頑張つていただきたいと思ひますので、きょうはこの辺にさせていただきますと思ひます。

どうもありがとうございます。

○小林委員長 次に、渡辺周君。

○渡辺(周)委員 では、冒頭にお尋ねをいたしますが、今、中野委員からもお話ありました日本と中国、非常に今厳しい状況下にある。その中で、これはこの時期ではないと。

私も実は経済産業委員会にも所属をしております、きょうの午後から委員会がございすが、日中中間線での海底資源をめぐる、先般、中川経済産業大臣が、試掘権を付与するという方向で、中国側にもデータを求めたけれども、何ら回答がない。これは日中の局長級会談でも昨年から一貫して言われてきたこととございすけれども、権益を譲らず、今回のような事態に至りました。

ここで質問したいのは、もう簡潔にお尋ねしますけれども、試掘権の付与ということが決まつて、手続が開始された。その後、日本の民間企業がそうした申請をし、鉱区の希望を出して、その後、実際にはこれは九カ月とか十カ月とか、ある

いは一年近くかかるのかなと思いますけれども、そうしたことが、もし日本の政府の委託を受ける形で民間が試掘に入った場合に、当然、あのエリアというのはリスキーなところではないかと、その場合に、中国は何らかの威嚇手段を使って、つまり、今でもここに中国海軍が何らかの形で示威行動をしている。デモンストレーション、つまり軍事力を背景にした、非常に日本に対してプレッシャーをかけてくる。そうなったところで、日本は、我が国はもちろん第一義的には海上保安庁が対応するということはこれまでの答弁でもわかりますが、自衛隊はそのときにどういうことができるのか、あるいはできないのか。

その点について、つまり、日本の試掘をしている民間企業に対して防衛なり、あるいはそこに建っているやぐらを守るということになった場合、日本の海上自衛隊は何かできるんですか、あるいは何ができないんですか、それだけ簡潔に答えただけですか。

○大野国務大臣 まず、委員おっしゃいましたとおり、海上航行の安全、海上の安全というものは、第一義的には海上保安庁でございます。海上保安庁における人命、財産の保護または治安の維持について、それをバックアップする形で自衛隊が出ていくわけでございます。

そこで、まず第一には、我々は情報の共有というのを常におこなないといけない。そして、情報が入り次第どういう対応をとっていくか、こういう問題があるかと思えます。しかし、一方において、公海上の自由航行の原則があります。どういう事態が発生するのか、これは政府としていかなる対応をとるか、その場面で検討していかなく、やいけない問題であります。そういうことで、まず一番大事なものは情報の共有、そして情報を得次第迅速に行動する、海上警備行動をとっていく、こういうことが大事だと思っています。

○渡辺(周)委員 ということは、例えば自衛隊の護衛艦、艦船がその近隣にいて、今おっしゃった情報の共有という、つまり情報収集を目的とした

形で、これは防衛庁設置法に基づいていゆる調査活動、情報収集という形で、例えば試掘をする近隣のエリアに当然護衛艦がいるということをやるといふことで考えてよろしいですか、もしその試掘が始まれば。

○大古政府参考人 現在、海上自衛隊におきましては、一日一回を基準といたしまして、哨戒機、P3Cのことでございますが、P3Cによりまして東シナ海の海上において監視活動を行っております。必要に応じ、この監視を強化するということはやっているとございます。

○渡辺(周)委員 これはもう少し、別の質問もありますので、また改めて深くやりたいと思います。これは当然、日本の国益をかけて、日本の政府の委託を受ける形で、日本が、政府が権益、権利を認め、そして予算措置もしてやるわけでございますから、我が国の国益を守るためには、私は、何らかの形で、当然我が国の自衛隊も、不測の事態に備える。

これは、北朝鮮がミサイルを飛ばしてくる以上に、非常に危険性の高いエリアだと思っております。我が国は多額の、今後質疑をしていく中で、ミサイルディフェンスの話をこれからしていくわけですが、北朝鮮が我が国に向けて何かを飛ばさせる、ミサイルを飛ばさせるという可能性と、当面の脅威はどちらかと考えれば、当面の脅威は、私は、このしかるべき時期に日本が試掘を始めれば、そこで何らかの中国からの実力部隊による威嚇、示威行動は当然あるだろう。その可能性の方が高いわけでありまして。

その不測の事態に備えて、我が国として、今の現行の法律の中で、つまり、その周辺に対して船を派遣し、そこで試掘業者を守ることではあるんでしようけれども、何らかの形で安心感を与えるということではできると理解してよろしいんですね。そこだけ聞いておきます、この話はまだ続きがありますので。

○大野国務大臣 海上保安庁と関係各省と十分連携をとりながら、今後の動向を見詰めながら、し

かるべき対策を考えてまいりたいと思います。

○渡辺(周)委員 これはその場の場面だなんて言っていることではないので、これは国を挙げてやらなくやいけないことです。経済産業省も、国を挙げて、これは各省庁それぞれ連携をして、当然最大限の安全保障に努めなければいけないわけでございます。まさか丸腰の、当然民間の試掘でございますから、向こうは軍事力を背景にして威嚇してくる、そうなったときに、我が国だけがそのときになつたら考えますかということはある得ないわけでありまして。やはりこれはあらゆるシミュレーションを今からしておくべきだと思いますけれども、そういうことで要望して、また改めて、今回の委員会での問題は質問したいと思

います。さて、これまでも二回にわたりまして質問しました例のスパービューマ、政府の要人のヘリコプターの非常に不透明な機種選定の問題でござい

ます。これまでも納得いくお答えをいただいておりますけれども、一つ最初にお尋ねしたいんですが、先般私申し上げました、温度制限がある。この温度制限については、この型式証明の中では非常に限定的な範囲でしか使えないと言っておりますけれども、これが実際、本当に寒冷地であるとかあるいは非常に寒いとき、あるいは上空で、百メートル上がつていけば気温は〇・六度ずつ下がっていくわけですから、非常に寒冷地あるいは非常に寒い時期でこれは使えないじゃないかという質問をしました。

その点についてはお答えいただいてないので、まず確認のために、それはどうなんですか、それは実証されたんですか。

○大野国務大臣 まず、型式証明の中の、例えば温度という要素でございます。まず御説明申し上げないといけないのは、一九九九年まではこれは理論値であつたわけでございますが、一九九九年以来、試験をした結果、きちつと証明をつけてやれ、こういうことになつて

いるわけでありまして。

したがって、温度につきましては、現有のAS332、現有スパービューマといひまじょうか、それがマイナス三十度からプラス五十度というところでありますが、まず試験をすることによってそれを発表しているわけでありまして、新たに取得するEC225の現時点での型式証明上の温度限界は、マイナス十五度からプラス四十度というふうになつておるところでございます。

○渡辺(周)委員 それは実証をされているんですか。つまり、そこで使えないものをなぜこんなに急いで買ったのかというのがこれまでの私の追及でございます、この間申し上げたのは離着高度の問題。今度は温度制限の問題。燃料にも触れました。

つまり、型式証明では何一つ実証されていないものが、取り急ぎ、とにかく補正予算だからこれは早く決まらなくやいけないんだと。ほかのメーカと比較をして、それでトータルで考えた上でこれだというならわかるんですけども、全く実証されていないデータをもとに、まさに今度のこともそうですけれども、決めた。これについて、納得いかないんですよ。それはどうなつて

いるんですか。○大野国務大臣 そういう御疑問に答えるために、冒頭、型式証明については、一九九九年までは試験をしないで論理上、理論上の値でやっていた、こういうことを申し上げたわけでありまして、一九九九年以来は、今申し上げたように、これは実際に試験をいたしました。後継機につきましては、さらに、マイナス三十度からプラス五十度、ユーロコプター社によれば、本年一月には低温はマイナス三十度まで、本年二月には高温は五十度まで運航可能なことを確認済みと言つてきておりまして、そのことは、その試験結果を踏まえて、ことしの夏には型式証明の変更を行う、このように言つておるところでございます。したがって、もう一度、くだいようですが、御理解いただくために、一九九九年までは論理上

の値でやっていた、九九年からきちつと試験をしてやっています。とりあえず試験をした結果が現在の話でありまして、そしてさらにこれは上がっていく可能性、予定である、このようになっておるところでございます。

○渡辺(周)委員 いや、だからこそ、寒冷地についてはカナダで、暑いところではエクアドルのキトですか、南米でそれを実証している。そのときにはまだ実証されていないんですね。実証されていないわけです。もうこれは補正予算の審議をやっているところにやっこさそれを実証されたわけでございます。

それにしても、時間がありませんから、この問題についても納得がいきません。

もう一つ、居住性の問題。これは、キャビンの長さが一メートルほど長くなるということですね。これまでの従来のAS332L、現有機六・八メートルから、今度のEC225は七・九メートル、一メートル長くなる。だから、一メートル長くなつたぐらいで二十席もの席が用意できるのか、VIP使用できるのかというふうなことを聞きましたら、ちよつと事前に昨日お答えいただいたのでは、いや、できますというふうにおっしゃっているわけでございます。ところが、このキャビンの長さというのは、ヘリコプターの、いろいろ私も調べてみましたが、実は後ろの部分ですね。ここは正直言つてとても人が座るようなところじゃないです。何かといいますと、ここは荷物置き場なんです。荷物置き場まで入れて一メートル長くなった。つまり、七・八メートルだというふうな。考えられないです。つまり、居住空間と思えないようなところに座席を何席か置くことによつて二十席確保できる。それでは余りにも無理があるわけですね。

つまり、何を言いたいかといいますと、私は、そういうことが全く検証されていないのに、買つてから、とにかく購入契約してから、とにかくこうしたことにしては正直言つて後から後から何とか整合性を持たせようとしてやる。後から後から出てくる。私自身はもう正直言つてそういうふうな疑念を持たざるを得ないわけなんですけれども、この居住性についてはどうなんですか。実際は、本当は五・八メートルなんじゃないですか、居住空間。つまり、今以上に狭くなるんじゃないですか。

○大野国務大臣 居住性の問題でございます。前のスーパービューマの場合が六・八メートル、キャビンの長さでございます。現在の後継機が七・九メートル。それから幅でございますが……(渡辺(周)委員「幅はいいです、知っていますから」と呼ぶ)幅はよろしゅうございますか。

それでは全体として申し上げますけれども、そういう長さだけの説明でよろしゅうございましょうか。他にもつと御説明申し上げますけれども、要するに、これまでは四席のVIP用座席と九席の一般用座席の計十三席でありましたものを、今回は五席程度のVIP用座席と十五席程度の一般用座席の最大二十席ということになります。そこで居住性の問題が出てくるわけでございますけれども、二十席をなぜ確保できるのか。今申し上げました長さも関係するわけですが、新たに取得する後継機というのは、もともと、カタログ上の座席数は最大二十五席でございます。そういうことを踏まえて、二十席を確保するのは十分できるだろう、こういうことであります。

さらに、問題はトイレとかギャレーの問題でありますけれども、飛行時間が大変短いということから、トイレ、ギャレーは特設必要ないというふうな考えまして、これらは装備いたしておられます。トイレを例にとりますと、こういう要人を運ぶ場合でありますから、トイレを過去に使った例というのは実際には一回しかございませんでした。そういう意味で、トイレはつけない、こういうふうな考えております。

○渡辺(周)委員 では、ちよつと参考に聞きますけれども、この七・八メートル、本当はこれは、後ろの荷物置き場の部分を除いたら五・六メートルしかありません。本当に一番後ろの荷物置き場まで含めて座席のレイアウトを考えるんですか。つまり、座席というのはVIPが座りますから、一般的に考えれば飛行機のビジネスクラス並みのシートの幅と、それから随行員をぎちぎち入れても後ろの荷物置き場まで入れなきゃいけない。つまり、構造上、ここに人を座らせることはできないんですよ。それはどうなっていますか。

○飯原政府参考人 先ほど大臣が御答弁申し上げましたとおり、カタログ上の最大の座席数二十五、さらに、その中で、その範囲の中でギャレー、トイレを外したり、今までの運航上の経験上、二十席ぐらいのキャパシティーが必要であるということも考えまして、VIP用五席、それからVIP以外用を、それはスペース的にはVIP用より当然狭くなりますが、十五席が入るということを確認した上で、予算計上、契約をいたしましたものでございます。

○渡辺(周)委員 時間厳守ということを理事会で申し合わせましたので、これはまた改めてやりますが、この質問を私はこれまでに二回この委員会です。最近、便利にすることに、メールだとか匿名でもいろいろな方からいろいろな意見をいただくんです。非常にこれは聞けば聞くほどよくわからない、不透明だ。つまり、この機種選定の従来の手続を飛ばして急いで決めた。しかも、先ほど来、きょうも申し上げたとおり、あらゆるものが全部後手後手なんです。つまり、従来であれば、こういう性能が欲しいからといって、性能を要求してある程度いろいろなところから出す。その上でこの機種に決まったんだから、私は何も文句は言いません。そういうものだろうかなと思います。ただ、その必要な手続きを経ないで決めた。

ですから、私、最後にお伺いしたいのは、初めからこの機種ありきというふうになつていたんじゃないですか、違いますか、長官。初めから、もうとにかく細かいことはいいからまずこれを買おうということを一つ決めるということで、何かその

いうことが方針としてあつたんですか。そう考えないとこれは納得いかないんですよ、いかがですか。最後にそれを聞いて終わります。

○大野国務大臣 この後継機というのは補正予算のときに要求させていただいたものであります。その際、そういう初めからこれありきというふうなことではこれを選定したという話は一切聞いておりません。

○渡辺(周)委員 時間がありませんので、これで終わります。また次回、この問題、質疑をやりたいと思います。

○小林委員長 次に、佐藤茂樹君。

○佐藤(茂)委員 公明党の佐藤茂樹でございます。質問に先立ちまして、昨日訓練中に亡くなられました、航空自衛隊の新潟救難隊の四名の皆様御冥福を心からお祈り申し上げます。

きょうは、弾道ミサイルに係る部分以外の事項ということでございますので、統合運用の強化を中心に何点か御質問をさせていただきたいと思うんですが、私は、今の自衛隊を取り巻く環境、また日本を取り巻く国際情勢、特に弾道ミサイル攻撃でありますとか、ゲリラ、特殊部隊、さらにテロ、こういうものに対処しなければいけない、いわゆる新たな脅威と多様な事態に対処しなければいけない、こういう要請に対して迅速かつ効果的に自衛隊が対処するためには、今までのような陸海空三自衛隊がそれぞれの構想に基づいて個別に行動し、そして必要に応じて統幕が総合調整を行うというふうな、そういう体制よりも、むしろ、日ごろから一体的、統一的にそういう構想を持ち、また計画をつくり、運用できるような、そういう体制が必要である、そういうふうに考えております。今回のこの新たな統合運用体制をつくっていくということに対しては私は賛成である、そういう立場から何点か御質問をさせていただきます。一つは、この統合運用の強化というのは、今回

の法案に至る前に、新防衛大綱でもしっかりとたわれておりまして、この新防衛大綱のⅣ、「防衛力の在り方」のところに、「防衛力の基本的な事項」のトップに「統合運用の強化」ということがきちっと述べられているわけでございまして、「各自衛隊を一体的に運用し、自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、自衛隊は統合運用を基本とし、そのための体制を強化する。」というふうに冒頭述べられているわけですが、その上で、「その際、統合運用の強化に併せて、既存の組織等を見直し、効率化を図る。」というふうに明記されているわけです。

ですから、統合運用を強化して運用面でしっかりと国を守る、国民を守る、そういう体制をしっかりとるのはもちろんとして、その上で断然にやはり組織等を見直して、結果として国民から見た場合に、統合運用の強化によって自衛隊がきちっと効率化が図られた、そういう姿をどうきちんと残していくかということももう一方で私は大事であろう、そのように考えているわけでございます。

そこでお尋ねをしたいんですが、我々は、これは与党のプロジェクトの間でもいろいろ議論があったんですが、公式の場で防衛庁また政府の考え方というものが示されておりませんので、確認の意味でお聞きをしたいわけですが、この今言いました「既存の組織等を見直し、効率化を図る。」という意味は、私は、自衛隊のこれからの統合運用の訓練、演習、そういうものをされるでしようし、また実際に、部隊の統合運用、さらに統合部隊をつくって運用を積み重ねていく、そういう積み上げの中で、既存の組織、組織だけでなく装備、さらに予算の配分などの重複やむだを不断に見直して、いわゆる切り詰めるところは切り詰めて、強化すべきところは強化して、結果として、機能的で合理的で、そして効率化された新しい自衛隊の体制をつくり上げていくんだ、そういう考え方をこの大綱の文書というのは示しているものだと思いますが、組織等の見直しというこの「組

織等」の意味するところも含めて、防衛庁長官の見解を伺いたいと思います。

○大野国務大臣 まず、MU2の事故に対しまして、本間に佐藤委員からお言葉をちょうだいしましてありがとうございます。きょう午後三時に、防衛庁・自衛隊で一斉に、犠牲になられた四人の方に黙禱をささげることになっております。

さて、お尋ねの問題でございまして。もう先生御自身がお答えを出しているような話でございまして、そのとおりと一言申し上げたいわけですが、さいますけれども、まさに新しい安全保障環境のもとで、まず早い、早くして強くて、そして低コストである、こういう理念を持ってやるわけでございます。その中で大事なことは、三自衛隊が有機的に連携していくこと、そして、一元的に早く強い運用をやっていくこと、このこととござい

ます。そういう面から、組織、装備、運用にわたる効率化、合理化を図る。限られた資源で、より多機能で弾力的なことをやっていく。具体的には、教育訓練、通信等の運用以外の分野においても統合運用の基盤をしっかりと立てていく、特に情報通信の基盤の共通化の問題があると思います。それから、調達効率化の問題があるかと思

います。そういう問題について、やはり国民の目にわかりやすいような形であらわしていく、このことも重要だと考えております。その国民の目にわかりやすいというのは、やはり次期の新しい中期防の計画においてそれがどう反映されていくのか、それから、毎年の予算の中でそれがどういう形で反映されていくのか、私は、国民の皆様にかういう意味でわかりやすい説明の仕方、これは十分考えて対処していきたいと思っております。

○佐藤(茂)委員 今もう防衛庁長官から御答弁いただきましたので、質問しようとしたことはあえてやりますが、ぜひ、今後の毎年のそういう予算作成、さらには次期中期防の計画の中に、統合運用によって具体的にこういふところが自衛隊

効率化されましたよ、そういうものをしっかりとお示しいただくことをお願いしたいと思います。

それで、続いて二番目にお聞きをしたいのは、きょうは弾道ミサイルの破壊措置の中身そのものには至れませんが、弾道ミサイル防衛に関連してよく議論されるのが、いわゆる敵基地攻撃能力の問題なんですね。先週の、ちょうど一週間前の四月八日の記者会見で、大野防衛庁長官は、「北朝鮮のミサイル基地を戦闘機で攻撃する『敵基地攻撃』の可能性を、九四年に防衛庁が研究していたことを明らかにした。」と。これは八日の朝日の夕刊でそういうふうに報じられております。「ただ、理論的に敵基地攻撃ができるとしても、そういう能力を持つべきではないし、現在も持っていない」と語った。」と報道もされているわけですが、改めて当委員会が防衛庁長官にぜひお尋ねしたいのは、敵基地攻撃能力の保有についての御見解を当委員会ですべていただきたいと思

います。○大野国務大臣 まず、法理的な側面とそれから日本の意思の問題、政策的判断の問題、二つあるかと思

います。法理的に言いますと、まず、防衛出動下令のもとであります、防衛出動が下令された後、仮にミサイルが日本に飛来してくる、これは、他に手段がなければ敵基地を攻撃することは憲法違反にはならない、法理上可能である、このことは御存じのとおりでございます。法理的には自衛の範囲に含まれる。そうしなければ、日本国民の財産生命が守れない。これは防衛出動下令後の話であります。しかしながら、まず日本としては専守防衛という基本的な理念を持っているわけであり

ます。その問題が一つ。それから、もう一つの問題は、やはり日米安全保障条約のもとで役割分担がある。例えば日米防衛協力のための指針、これは一九九七年でござい

ますけれども、米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用、それから弾道ミサイル攻撃には日本と協力して立ち向かう、こういうことを書かれて

おることは御存じのとおりでございます。やはり相手の基地攻撃ということは、日米安全保障条約のもとで米軍の役割かな、日本は、基本的な専守防衛の立場から、こういうことは役割としてはアメリカにお願いする、こういう立場でござい

ます。その前にやはり申し上げたいのは、専守防衛という基本的な理念、これはずっと保持しておりますし、今後も、現段階で変えるつもりはありません。そういうことで、敵基地攻撃能力を持つ意思は、意図は全くない、このことを申し上げたいと思

います。○佐藤(茂)委員 今、防衛庁長官が述べられたことが歴代の内閣で一貫した考え方だと思うんですね。にもかかわらず、そうすると、次にお聞きしたいのは、平成六年、九四年の時点で、だれの指示で、何ゆえ防衛庁内でこういうものを研究されたのか、きょう明らかにしていただきたいと思

います。○大野国務大臣 私は、いろいろな研究、これは自衛隊としてはやっていけないことということも一つあるかと思

トロールの世界に生きておるわけですね。だから、防衛庁内で研究されたことも、ある程度やほりしつかりとした透明性を確保しなければいけない、そういうふうには私は思うわけでございます。そういう観点から、次に、お答えにならねないかも知れませんが、あえてもう少しお聞きしたいんですけれども、その内容なんですかね。

朝日新聞では割と少な目に報道しております。その朝日新聞の四月八日の夕刊では、「関係者によると、F4戦闘機で弾道ミサイル基地を攻撃するシミュレーションを航空幕僚監部が作成。『攻撃は可能だが、有効な能力があるとは言えない』と結論づけたという。」というふうな報道しております。

さらに、その日の朝刊、これは四月八日の産経新聞の朝刊によりまして、さらに詳しく報道されていまして、少し長いですが引用いたしますと、

その内容は、北朝鮮沿岸部に近いミサイル基地で「ミサイル発射が迫っている」との前提状況で、空自のF4要撃戦闘機、F1支援戦闘機が石川県小松基地や鳥取県美保基地から北朝鮮に飛行。目標に関する情報や敵の地上レーダーの攪乱などで米軍の支援を受けながら、高度で接近、低高度でミサイル基地を攻撃、再び高度で離脱する「ハイ・ロー・ハイ」による作戦シミュレーションだった。そして「敵地まで爆弾を運び爆撃する能力はあるものの、空自の情報収集能力、電子戦能力などでは、組織的に有効な攻撃が確実にできるとはいえない」との結論に達したという。

と報道されております。この九四年というのは、私ももう国会議員にならせていただいておりますけれども、北朝鮮の核開発危機というものがたしか最高潮に達しております。六月のカーター元大統領と当時の金日成主席の会談で終息するまで戦争の可能性をはらんだ、非常に緊張した、そういう時期と重なるわけですね。

先ほども答弁されておりました、公表できるも

のではないと述べられておりますけれども、九四年から見ると、もう今や十年以上たつわけでございまして、シベリアンコントロールの、特に国会による統制という観点からも、当時の研究の概要について、この安全保障委員会の場で、ある程度私は明らかにされてもいいんじゃないのかな。支障のない範囲でその概要というものを御説明いただきたいと思います。防衛庁長官、お願いします。

○大古政府参考人 当時、委員の御指摘のとおり、北朝鮮の弾道ミサイル、ノドンの試射だとか、それから核開発疑惑とか、いろいろございまして、そういう中で、平成五年から平成六年にかけて、種々の研究を防衛庁として任務遂行する観点から行ったところでございます。

ただ、時間がたつていくという御指摘ではございますけれども、やはりこちら側の研究の状況を具体的に述べますのは、事柄の性質上、先ほど大臣が申し上げましたように、明らかにすることは差し控えたいということで御理解賜りたいと思います。

○佐藤(茂)委員 私は、内容を触れられないことが非常に残念でございます。

ただ、そうしたら、この問題、角度を変えてもう一つお聞きしたいのは、これについてはお答えできるんじゃないかと思うんですが、この四月八日の報道でも、朝日と産経では、その内容の全体の表現の仕方が違うわけです。

朝日新聞は、敵基地攻撃の可能性の研究を防衛庁は平成五年から平成六年にかけてされた、そういう内容になっております。産経新聞は、そういう表現じゃなくて、対北先制攻撃の作戦を検討した、こういうふうになっているわけです。

一体どちらなんですか。この二つによって全然違うわけです。敵基地攻撃の可能性の研究というもの、対北朝鮮先制攻撃の作戦を検討したというのと、全然違うと思うんですよ。一体どちらを目的としてされたんですか。

○大古政府参考人 先ほど申し上げましたよう

に、平成五年から平成六年にかけての研究につきましては、我が国を防衛するという観点から種々研究をさせていただきまして。ただ、委員の御指摘の二つのうちどちらかということも含めて、恐縮でございますが、事柄の性質上明らかにできないということで御理解いただきたいと思っております。

○佐藤(茂)委員 それぐらいは明確に言えるでしょう。明らかに言わないことは、逆に産経の方の、そういう研究をされていた可能性もあるということになるんだと思うんですけれども、もう一度ちょっと、どちらなのか、はっきりさせていたいただきたいと思っております。

○大古政府参考人 繰り返しますけれども、我が国の防衛という観点から種々研究させていただいております。ただ、それに対して具体的ににお答えすることは、自衛隊の備えている能力が明らかになったり、いろいろ周辺諸国との関係で無用な誤解を抱かせますので、その具体的な状況については答弁を差し控えていただきたいと思います。

○佐藤(茂)委員 それでは、最後の質問になりますが、防衛庁長官も冒頭言われましたが、昭和三十一年の鳩山内閣当時の統一見解に、「たとえば、誘導弾等による攻撃を防衛するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思っております。」という統一見解が今もずっと生き続けておるわけです。

そこで、今般予定されている弾道ミサイル防衛システムの導入というのは、この統一見解で言う、攻撃を防衛する有力な手段である、そういうふうにお考えになるのか。そうであるとするならば、この「法的には自衛の範囲に含まれ、可能である」という論拠がなくなることになるわけですが、弾道ミサイル防衛システムの導入というものがそういう前提条件を覆すほどのものである、そういうふうにお考えなのかどうなのか、最後に防衛庁長官の見解を伺いたいと思っております。

○大野国務大臣 まず、他にかわるべき手段がない、この手段とは何だろう、こういう御質問かと思っております。

この他にかわる手段といえば、いろいろな手段があるかと思っております。例えば、外交的な対応、あるいは日米安保体制もとの役割分担の問題、あるいはODAをどうするか、こういうような問題もあるかと思っております。その中で、BMDというような最近の我が国の防衛については、科学技術の発達の結果でございまして、そのことをどう考えていくか。一連の流れの中で、今までもそういう代替手段はあったわけでございまして。それをどう考えていくか。

法理論の世界ではやはり防衛出動下令後に敵基地を攻撃することは許される、しかし、日本の政策として、他に代替手段がある場合には控えておくべきじゃないか、こういう政策論と法理論とが混同しているのかな、していないのかな、私はこの辺はよくわかりません。わかりませんが、代替手段ということで考えれば、私は今までもそういう意味での代替手段はあったのかな、場合によつて解釈が変わってくる問題かなと。

しかし、いずれにしても、この防衛出動下令後の敵基地攻撃ということが、ここに書いてありますとおり、私は、法的には変わらない。言いかえれば、BMDシステムの導入のいかんにかかわらず、敵基地攻撃に関する法的な考え方に変更がないと思えますし、それから、基本的な問題でありますけれども、日米間の適切な役割分担を通じて、現時点で敵基地攻撃を目的とした装備を保有する気持ちは全くない、このことははっきりと申し上げたいと思っております。

○佐藤(茂)委員 私は、冒頭、議論の中で申し上げましたとおり、使うかどうかというのは、実際に行うかどうかというのは政治判断の最終的な問題だと思っておりますけれども、防衛上、そういう可能性や限界というのはある程度本筋に詰めておかなければいけない、そのように考えるわけでございまして、今後とも引き続き透明性の確保に努め

ていただくようお願いを申し上げまして、質問
を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

○小林委員長 この際、参考人出頭要求に関する
件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る二十六日火曜日、参考人
の出席を求め、意見を聴取することとし、その人
選等につきましては、委員長に御一任願いたいと
存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小林委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後零時三分散会

平成十七年四月二十五日印刷

平成十七年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B